

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成29年度前期技能検定を次のとおり実施します。

平成29年3月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級（随時実施するものを除く。以下同じ。）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、塗装（金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 級の区分のないもの（以下「単一等級」という。）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業）及び塗料調色（調色作業）

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）によって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 17,900 円

ただし、2級又は3級の技能検定試験を受検する者で(ア)から(オ)までに該当するものにあつては4,500円とし、3級の技能検定試験を受検する者で(カ)に該当するものにあつては11,900円とします。

(ア) 県内に所在する公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校（以下「公共職業能力開発施設等」という。）の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者で職に就いているものを除く。以下同じ。）

(イ) 県内に所在する認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練

施設（以下「認定職業訓練施設」という。）の訓練生（職に就いている者を除く。以下同じ。）

(ウ) 県内に所在する学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生（以下「高等学校等の在校生」という。）

(エ) 県内において職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 1 項の規定により認定された職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を受けている者

(オ) 県外に所在する公共職業能力開発施設等の訓練生、県外に所在する認定職業訓練施設の訓練生、県外に所在する高等学校等の在校生又は県外において求職者支援訓練を受けている者（以下「県外施設訓練生等」という。）で、県内に居住しているもの

(カ) 県外施設訓練生等で、県外に居住しているもの

イ 実施期日

実技試験は、平成 29 年 6 月 5 日（月曜日）から同年 9 月 10 日（日曜日）までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成 29 年 5 月 29 日（月曜日）に佐賀県職業能力開発協会より公表します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100 円

イ 実施期日

(ア) 1級及び2級

検定職種	実施期日
造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 塗装	平成 29 年 8 月 20 日 (日曜日)
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工	平成 29 年 8 月 27 日 (日曜日)
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成 29 年 9 月 3 日 (日曜日)

(イ) 3級

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機器組立て とび 左官 塗装 フラワー装飾	平成 29 年 7 月 16 日 (日曜日)
金属熱処理	平成 29 年 8 月 20 日 (日曜日)

(ウ) 単一等級

検定職種	実施期日
路面標示施工 塗料調色	平成 29 年 9 月 3 日 (日曜日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者 その資格を証する書面

ウ 2級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生及び高等学校等の在校生 (県外に所在する公共職業能力開発施設等の訓練生及び高等学校等の在校生で、県外に居住しているものを除く。) 在学証明書又は学生証の写し

エ 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生及び高等学校等の在校生 在学証明書又は学生証の写し

オ 2級又は3級を受検する県外に所在する公共職業能力開発施設等の訓練生及び高等学校等の在校生で、県内に居住しているもの 健康保険証その他の現住所が確認できる書面の写し

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号 840-0814

佐賀市成章町1番15号

電話番号 0952-24-6408

(3) 受付期間

平成29年4月3日(月曜日)から同月14日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日は除く。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会にて配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、佐賀県職業能力開発協会(電話番号0952-24-6408)に御連絡ください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、佐賀県職業能力開発協会へ同協会が指定する方法により納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県がその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会が書面でその旨を通知します。

また、3級職種(金属熱処理を除く。)技能検定合格者の受検番号は平成29年8月25日(金曜日)に、それ以外の等級・職種の技能検定合格者の受検番号は同年9月29日(金曜日)に佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)等で発表します。

(2) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

7 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県産業労働部産業人材課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7310)又は佐賀県職業能力開発協会(郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話番号0952-24-6408)に問い合わせてください。